

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：（一社）日本ホスピタリティテクノロジー協会
住所：東京都千代田区平河町2丁目5番5号全国旅館会館4階
2. 指名停止措置期間 自 令和8年4月17日 2ヶ月
至 令和8年6月16日

3. 事実概要

（一社）日本ホスピタリティテクノロジー協会の代表理事は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて（株）共栄ALUCAZ（現（株）MACHI づくり）に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、（株）共栄ALUCAZ 関連会社の（株）共栄商会取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。

その後、同代表理事は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第16号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第16号>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564